

平成28年12月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

平成28年12月16日 金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	小 林 修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	山 口 誠 実
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	住 吉 克 己
企画財政課長	大 川 豊 文
地域政策課長	野 上 英 了
税 務 課 長	川 内 和 哉
健康推進課長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	山 中 美 由 紀
住民福祉課長	荒 木 俊 行
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長	廣 田 洋 一
ダム対策室長	福 田 多 肥
水 道 課 長	太 田 啓 寛
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

第1	請願第1号	「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願	総務厚生委員長報告
第2	請願第2号	「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願	総務厚生委員長報告
第3	発委第2号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)	
第4		産業建設文教委員会視察調査報告	産業建設文教委員長報告
第5		議会活性化調査特別委員会視察調査報告	議会活性化調査特別委員長報告

議 長 ご起立願います。おはようございます。よろしく願います。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、請願第1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 おはようございます。報告書を読み上げて報告とさせていただきます。平成28年12月14日、川棚町議会議長、初手安幸様。総務厚生委員会委員長、毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。記。1、受理番号、請願第1号。2、付託年月日、平成28年12月9日。3、件名「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願。4、審査の結果、不採択とすべきものと決定。次ページをお願いします。

総務厚生委員会委員長報告。請願第1号「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1)審査期日、平成28年12月12日、14日。(2)審査場所、第1、第3委員会室。(3)出席者、委員全員、議長、事務局長。(4)説明者。紹介議員、久保田和恵議員。請願者、朽原明浩氏。

2、審査の内容。主な質疑と答弁。質疑、所得税法第56条に該当する白色申告の方が町内にどの程度いるのか。答弁、詳しい数字はわからないが、全国では青色、白色ともに半々程度というデータがある。質疑、どうしても白色申告から青色申告に移行できないのか。答弁、青色申告は事務手続きが煩雑で、記帳ができない人もいる。質疑、「廃止」としているが、改正や見直しという考えはないのか。答弁、あくまで「廃止」である。

3、討議の主な内容。政府が税制改革の検討に入っている中、早急に「廃止」という意見書は拙速ではないか。家族従業者の給料を経費にできるの

で、白色申告から青色申告に移行する努力をすべきでないか。次ページをお願いします。

4、審査の結果。反対討論。所得税法第56条は個人事業主が恣意的に所得を分散し、租税回避を防止するため設けられたもので廃止すべきでない。賛成討論。なし。

以上で討論を終結し、採決の結果、請願第1号「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願は、全会一致で、不採択とすべきものと決定しました。以上でございます

議 _____ **長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。よろしいですか。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

議 _____ **長** これから、請願第1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決定することに、反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番久保田 請願第1号、所得税法第56条廃止を求める意見書の委員長の不採択とすべきに対する反対討論を行います。審査の結果の中に恣意的に所得を分散するというふうに書かれております。この白色申告をする方たちにとって、この税逃れというようにも捉える文書内容となっております。ここに国連の女性差別撤廃委員会は日本政府に対して、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することと勧告をしております。政府も今1億総活躍の時代として女性の所得を103万から150万に上げようとしています。そういうときにこの所得税法の56条は旧態依然として女性の地位の向上を足止めさせる内容となっております。よって私は委員長の不採択という決定に対して反対をいたします。

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。堀田議員。

6 番堀田 6番堀田です。所得税法第56条は、事業から給与を受けた家族従業員がいる場合の必要経費の取り扱いについて規定しており、家族間で所得を分散し、不当に課税を逃れる租税回避的な行為を防止する趣旨の条

項であります。法が制定された当時と比べ社会通念も大きく変化してきており、時代に即した概念のもと、廃止ではなく見直しが必要と考えます。よって委員長の報告に賛成をいたします。

議 _____ **長** 次に反対の方の討論はありませんか。賛成の方はありますか。よろしいですね。

議 _____ **長** 討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、請願第1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。

請願第1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立少数です。したがって請願第1号「「所得税法第56条廃止」を求める意見書提出についての請願」は、不採択とすることに決定をいたしました。

(10:08)

議 _____ **長** 次に日程第2、請願第2号「「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願」を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 同じく読み上げまして報告とさせていただきます。

平成28年12月14日、川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。記。1、受理番号、請願第2号。2、付託年月日、平成28年12月9日。3、件名「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願。4、審査の結果、不採択とすべきものと決定。次ページをお願いします。

総務厚生委員会委員長報告。請願第2号「「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願」の総務厚生委員会における審査の経過と結果を

報告します。

1、審査の経過。(1)審査期日、平成28年12月12日、14日。(2)審査場所、第1、第3委員会室。(3)出席者、委員全員、議長、事務局長。(4)説明者、紹介議員久保田和恵議員。請願者、朽原明浩氏。

2、審査の内容。主な質疑と答弁。質疑、「不要不急の大型公共工事」とは何を指しているのか。答弁、ダムや公共施設等、住民から批判されているような工事である。質疑、防衛費も無駄なのか。答弁、アメリカなどから不必要なものを輸入している。質疑、諸外国の消費税を分析されているか。答弁、税率が高い国は、医療費や教育費などが無償で、社会保障が充実している。質疑、消費税を上げて、社会保障が悪くなったというが。答弁、結果的に健康保険料は上がり、年金受給額は下がった。質疑、今日の日本の税制に問題があるというが。答弁、消費税自体に問題があり、営業破壊税である。質疑、消費税を上げない対案はあるのか。答弁、応能負担の原則で、高額所得者や大企業に税金を納めてもらう対策を講じるべきである。次ページをお願いします。

3、討議の主な内容。高額所得者や大企業の税率を引き上げればよいというが、それで消費税分を補えるのか。増え続けている社会保障費を賄うには、消費税増税でしか対応できないのではないか。

4、審査の結果。反対討論。なし。賛成討論。なし。

討論はなく、採決の結果、請願第2号「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願は、全会一致で、不採択とすべきものと決定した。以上であります。

議 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。
久保田議員。

4 番 久 保 田 委員長にお尋ねします。数字的なものをお尋ねします。今、全国の生活保護世帯が厚生省で8月に発表されましたが、今生活保護世帯がどのくらいおられるのか。それから、貯蓄ゼロの世帯が何%くらいおられるのか。私は一般質問の時にも言いましたけども、年収200万以下の人たちがどのくらいおられるのかご存じでしょうか。お尋ねします。

議 長 委員長。

総務厚生委員長 はい、お答えします。今回の請願の中において、そういっ

た数字の分析とか調査というものは委員会としてはしておりません。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 私は東白石に住んでおります。東白石には焼却場がありまして、焼却場との話し合いが年2回もたれます。そのときに焼却場の所長さんがおっしゃったのは、消費税が8%になってからその家庭から出るゴミが少なくなったと言われました。この間の10月の報告の時に95トン、生活家庭から出るゴミが少なくなったと言われましたが、このことについて消費税が上がったからというふうに所長はおっしゃったんですけども、そのように委員長は思われませんか。それは関係ないと思われませんか。

議 **長** 委員長。

総務厚生委員長 その所長さんがどういった意図でおっしゃったかは私には分かりかねますので、答弁はできません。

議 **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

議 **長** 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

議 **長** これから、請願第2号「「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願」に対し、討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。久保田議員。

4 番久保田 4番久保田です。請願第2号は委員長の報告によりまして、消費税の中止を求める意見書提出については不採択というふうになりましたので、反対討論をさせていただきます。8%の増税を食費を低く抑えるためセール品やまとめ買いをしている。物価が本当に高くなった。子どもの服はお下がりをもらっている。医療費も高く病院に行けない。増税で生活も心身もますます苦しくなると、生活実態からの告白が続いています。国の生活実態調査では消費税が8%になった後、生活が変わったという質問に変わったという人たちが90%を超えました。最近では電気やガスの料金が払えずに止められた高齢者もいらっしゃって、夜にろうそくを使い火災で死亡するというニュースもありました。生活保護受給世帯も163万人世帯を超え、216万人を超えて過去最高を更新しています。年金だけで暮らせない高齢者が増え、母子家庭の貧困化も進んでいます。貯蓄ゼロ世帯も30%超えまし

た。国民の間に生活不安が増大しています。政府はさらに10%にしようとしておりますが、これでは低所得者の人たちは生活が苦しくなるばかりです。特に高齢者や200万を下回る所得をもらっている若者たち、この人たちにますます生活は困難になってしまいます。よって委員長報告の不採択すべきものと決定されましたが、私はこれに対して反対いたします。以上です。

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。堀田議員。

6 番 堀 田 6番堀田です。現役世代の負担が年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することになり、特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えます。税率引き上げは少子高齢化の時代に適応したことであると思ひ委員長報告に賛成をいたします。

議 **長** 次に反対者の発言はありますか。賛成者の発言はありますか。田口議員。

2 番 田 口 この委員長報告の質疑の中でも、諸外国の消費税についての質疑の下の質問に対する答弁で、その請願者の方は裏返して読めば社会保障の充実のために税率が高いのはやむを得ないみたいな考えが示されておられると思うのでですね、消費税をアップするのを止めろと言うこと自体が矛盾じゃないかと、社会保障を充実するというのをのぞんでいるのであればというふうに思いますので私は不採択でよいと思います。

議 **長** はい。他に討論はありますか。

議 **長** よろしいですね。討論なしと認めこれで討論を終わります。

これから、請願第2号「「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択とすべきものと決定です。

請願第2号「「消費税増税の中止」を求める意見書提出についての請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立少数です。したがって請願第2号「消費増税の中止」を求める意見書提出についての請願は、不採択と決定することになりました。

(10:20)

議 長 次に、日程第3、発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 おはようございます。ただ今議題となりました地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきましては、全国町村議会議長会全国大会での特別決議や、長崎県町村議会議長会からの意見書提出の依頼を受け、議会運営委員会において協議をいたし全員協議会においても意見を伺い、川棚町議会会議規則第14条の3項の規程により意見書案を議会運営委員会から提出するものであります。

それでは発委第2号。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由を説明いたします。現在全国の町村議会で抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることもあります。昨年行われました統一地方選挙においては全国928ある町村の内、およそ4割にあたる373町村において議会選挙おこなわれ、内2割以上にあたる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。ご承知のとおり議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上町作りにしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにするので、幅広い政治参加に繋がっていくと考えておりますので、この意見書への皆さま方のご賛同をお願いします。それでは意見書案を読み上げます。

発委第2号、平成28年12月16日。川棚町議会議長初手安幸様。提出者、議会運営委員会委員長三岳昇。地方議会議員の厚生年金制度への加入を

求める意見書案の提出について。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書案第1号。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

議員年金制度が廃止され、共済年金が厚生年金に統合されるなど、「被用者年金」が一元化されている中、地方議員の新たな共済制度の導入も求められている。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会議員の社会保障の観点からも、厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日。長崎県川棚町議会。提出先は参議院議長以下となっております。以上で提案理由を説明し意見書案を朗読しておりますので、ご審議の上ご決定をいただきますようよろしく願いをいたします。

議 **長** 質疑の前に発言の訂正をさせていただきます。先ほどの日程第3、発委第2号と言うところでありましたけれど、発議と私が申し上げておるようでありますので、発委第2号であります。訂正をさせていただきます。

議 **長** それではこれから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議 **長** 委員長。

議会運営委員長 先ほどですね、発委第2号というところで申し上げましたが、タイトルのところでですね、地方議会議員の厚生年金制度加入を求める意見書案となっておりますが、この案を削除いただきたいと思います。

議 長 それでは委員長からの意見書案の修正をいただきました。案を削除してください。

議 長 これで質疑なしと認め、質疑を終わります。

議 長 これから、討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって発委第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。可決された意見書は、衆議院議長ほか関係行政庁に送付することにいたします。

(10:30)

議 長 次に、日程第4「産業建設文教委員会視察調査報告」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

産業建設文教委員長 おはようございます。産業建設文教委員会の調査事件

について、視察調査報告を行いましたのでその報告を行います。産業建設文教委員会におきましては、閉会中の継続調査、本町の第1次産業（農林水産業、採石業）の現状と課題についての視察を行いました。川棚町議会会議規則第77条の規定により報告を行います。なお、この視察報告については、すでに文書において議長宛の報告書を提出しております。その報告書の写しが各人に現在配布されておりますが、その報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

平成28年12月15日。川棚町議会議長初手安幸様。産業建設文教委員会委員長山口隆。委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察調査しましたので、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。記。1、調査期日、平成28年11月14、15日。2、調査場所、福岡県添田町、大分県日田市大山町。3、出席者、委員全員、議長、事務局書記。4、調査の目的 閉会中の継続調査「本町の第1次産業（農林水産業・採石業）の現状と課題」について。5、調査の概要、別紙のとおり。次のページをお願いいたします。

調査の概要。 1) 福岡県添田町。

①就農支援について。就農支援推進協議会（町、JA、農業委員会、生産者、県等）を設置し、「就農実践塾」を実施している。就農実践塾は、「添田町に住み、就農すること」を条件に「さとおや農家」のもとで3年間農業について研修を行い、研修後は添田町で5年以上就農することが条件となっている。研修期間中は、月額7万円から最大20万円の補助金が支給される。研修終了後は、国の青年就農給付事業を活用し年間150万円が支給される。就農するときの農地としては、耕作放棄地を斡旋し、耕作放棄地解消にもつながっている。毎年2～3名の就農者があり、成果は出ている。

②有害鳥獣対策について。有害鳥獣対策としては、ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置、駆除員（60名で7班編制）や町職員による「鳥獣被害対策実施隊」により、捕獲等を行っている。捕獲獣を有効活用し町の特産物とするため「獣肉処理施設」を設置し、ジビエの会を中心に添田町ブランドの発掘に取り組んでいる。

③農業女子育成について。農業の楽しさと添田町の良さに触れてもらい、農業者育成や移住定住につながることを願い「農業女子体験倶楽部」を実施

している。インターネット等で公募し、毎年10名受け入れている。農業や田舎暮らし、農村生活に触れることにより農業への理解と野菜の消費拡大につながっている。また、参加者の中から「農業実践塾」への入塾者もいて、移住から就農につながるケースもでている。将来は、婚活にもつながることを期待している。次のページでございます。

2) 大分県日田市大山農協。

①NPC運動について。大山町農業協同組合が昭和36年から農家の所得向上、豊かな人づくり、住みよい環境づくりを目指して取り組んでいる運動である。中山間地の条件の悪い農産地で「梅栗植えてハワイに行こう！」のキャッチフレーズのもと、耕種農業から果樹農業そして高次元農業（軽薄短小、g単位での取引）へ転換をはかり、労働条件の改善に取り組み、安定した農家所得のため3次産業化に取り組み大山ブランドの確立につなげている。6次産業の発祥の地である。また、余暇を活用しての海外研修を推奨するなど、感性を磨くための取り組みや大山パラダイスを築こうという目標を立て、豊かな農村形成のためのNPC運動に取り組んでいる。

②木の花ガルテン（直売所）について。大山町農業協同組合が経営する農産物直売所である。日田市を中心に大分県・福岡県で10店舗を展開し、出荷農家3800人、農産品680品目、加工品300種を販売する物産館およびレストランである。一戸あたりの出荷額は、年間平均で200万円、多い人で3000万円、年間購買客240万人、年商17億円強で農家と農家、農家と農協が真剣勝負する場になっている。

3) 大分県日田市大山町「小切畑グリーンツーリズム研究会」。グリーンツーリズムの取り組みについて。人口減少、農業後継者不足、農産物の価格破壊、耕作放棄地など農業を取り巻く環境が厳しくなる中、「地域を残したい」との思いから、平成14年中山間地域直接支払制度を活用し、農業への理解、農村活性化、交流人口の拡大等を狙いとして「小切畑グリーンツーリズム研究会」を発足した。大分県西部地区教育旅行受入協議会（G-WEST）と連携をとりながら子どもたちや外国人の民泊の受け入れをしている。平成27年度は、農閑期を中心に11校約2200名の受け入れを行うなど、交流人口の拡大につながっている。

調査結果のまとめ。

1) 少子高齢化、後継者不足、耕作放棄地等農業を取り巻く環境が厳しくなる中、就農支援については、官民協力のもと農業を守り定住促進につながる取り組みであり本町でも参考になる部分が多かった。

2) 農業女子体験倶楽部については、交流人口の拡大、農業への理解そして婚活などを視野に入れた取り組みであり、取り組み方次第では効果があると思われる。

3) 有害鳥獣被害対策については、どこの農村地帯でも悩みの種であると思われた。捕獲獣を有効活用し町の特産物にするため「獣肉処理施設」を設置するなど一歩進んだ取り組みは大いに参考になった。

4) NPC運動については、条件整備が厳しいが本町でも官民協力のもと、「るりの郷」や「新鮮市場」などを中心として「ブランド化」や「6次産業化」に取り組む検討材料になると思われる。

5) グリーンツーリズムについては、地域存続の危機感から取り組まれ一定の成果を挙げられている。本町でも第5次総合計画でグリーンツーリズムの推進があるが、直ちに民泊への取り組みは厳しいものと思われ、農村体験などから取り組むのも一つの方策と思われる。以上でございます。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:40)

議 長 次に、日程第5、「議会活性化調査特別委員会視察調査報告」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。議会活性化調査特別委員長。

議会活性化調査特別委員長 おはようございます。議会活性化特別委員会で視察研修を行ってまいりましたので、お手元に配布の報告書を読み上げて報告といたします。

平成28年12月15日。川棚町議会議長初手安幸様。議会活性化調査特別委員会委員長福田徹。委員会視察調査報告書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について視察研修に出務しましたので、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。記。1、調査期日、平成28年10月13、14日。2、調査場所、福岡県大刀洗町、香春町。3、出席者、委員（三岳委員欠席）、議長、事務局長。4、目的、①議会基本条例に

ついて。②議会活性化策について。5、調査の概要、別紙のとおり。

1、調査の概要。福岡県大刀洗町。

(1) 議会基本条例について。

①制定までの経緯。平成22年に全員協議会において検討を始め、全議員による議会改革特別委員会を設置し、研修を重ね、平成25年12月に基本条例を制定した。また、素案作りには、町民策定委員4名を加えて協議した。

②運用の状況について。反問権を付与したが、実際の運用はあっていない。自由討議は、議案上程後会期中におこなっている。自由討議によって議案の理解が深まり、議会としての合意形成につながっている。議会報告会の説明後に、グループ方式による町民との意見交換をおこなっている。議会活動の評価の実施と公開をおこなっている。

③制定の効果について。委員会から執行部への提言をおこなうようになった。

(2) 追跡調査について。議会答弁事項の対応状況調査実施要綱を定め、行政に報告を求めている。

(3) 議会活性化策について。

①定例会初日に、各委員会より活動報告を定例化している。

②議場へのタブレット（執行部、議員に貸与）の持ち込みをおこなっている。

③ 議会モニターを平成26年4月より4名（現在8名）設置している。

(4) その他。平成19年9月より議員定数15人を12人とした。

福岡県香春町。

(1) 議会基本条例について。

①制定までの経緯。平成21年に議会活性化に関する調査特別委員会を設置し、基本条例の検討を始め、平成24年3月に議会基本条例を制定した。

②運用の状況について。議会報告会、各種団体との懇談会の開催、議会傍聴の呼びかけをおこなっている。

③反問権について。反問権の制定はしていないが、「質疑することができる」と規定し、継続審議としている。

④今後について。通年議会については、年4回の定例会で支障がなく、導

入しないこととした。

(2) 追跡調査について。検討する旨の答弁があったものについて、広報委員会が担当し、事業が達成されたとき議会だよりに掲載している。

(3) 議会活性化策について。

①定例会初日の開始時間を10時から9時30分に早めた。

②議案配布後に任意の勉強会を開催し、町の課題や議案について自由討議をおこなっている。

(4) その他。平成29年3月改選時より議員定数15人を13人とする予定である。

2、まとめ。両町議会とも、議会の活性化と議会改革は、自ら取り組むべき課題であり、町民へ開かれた議会を目指すという真摯な意気込みを感じた。

本委員会でこれまで研究してきたそれぞれの課題について、具体的な事例を参考に説明を受け、大いに参考となった。

今回の視察で議会基本条例の制定の意義など再確認した。今後は、「反問権の付与」や「自由討議」など議会活性化策のさらなる研究を進めたい。以上であります。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。

議 長 よろしいですね。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(10:47)

議 長 ここで、お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

(10:47)

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年12月川棚町議会定例会を閉会をいたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(10:48)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 毛利喜信

会議録署名議員 堀田一徳